

令和8年第2回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和8年3月3日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶賢一	2番 欠番	3番 渡邊初治
4番 菅原貴子	5番 渡邊啓子	6番 斎藤信一
7番 松本昇	8番 本多保夫	9番 佐原佐百合
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 館下憲一

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長	橋本哲夫
住民福祉部長兼福祉課長	安田春好	産業建設部長	渡辺雅彦
教育部長	後藤隆	総務課長	鈴木真一
企画財政課長	渡辺一樹	税務課長	三瓶隆弘
住民生活課長	安田敏	保健課長	町田弘江
産業課長	藤田良男	建設課長	遠藤義紀
参事兼都市計画課長	杉原仁	参事兼上下水道課長	伊藤寿夫
会計管理者兼出納室長	菊地美和	教育総務課長	鈴木裕也
生涯学習課長	田辺将裕	農業委員会事務局長	佐藤雅俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議長の選挙

議席の指定

行政報告

議案の一括上程（議案第3号から議案第27号）

議案第3号 おおたまみらい人材定着奨学金基金条例の制定について

議案第4号 大玉村手話言語条例の制定について

議案第5号 大玉村工場等立地促進条例の制定について

議案第6号 大玉村行政手続条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 令和7年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第12号 令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第13号 令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
- 議案第14号 令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第15号 令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第16号 令和8年度大玉村一般会計予算について
- 議案第17号 令和8年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第18号 令和8年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- 議案第19号 令和8年度大玉村土地取得特別会計予算について
- 議案第20号 令和8年度大玉村介護保険特別会計予算について
- 議案第21号 令和8年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第22号 令和8年度大玉村水道事業会計予算について
- 議案第23号 令和8年度大玉村農業集落排水事業会計予算について
- 議案第24号 村道路線の廃止について
- 議案第25号 副村長の選任について
- 議案第26号 区長等の委嘱について
- 議案第27号 人権擁護委員候補者の推選について

施政方針並びに提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

会 議 の 経 過

○副議長（武田悦子） おはようございます。3月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまです。押山義則議長の議員辞職に伴い、議長が欠員となっておりますので、ご報告いたします。ただいまの出席議員は、11名全員であります。定足数に達しておりますので、令和8年第2回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○副議長（武田悦子） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○副議長（武田悦子） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり差し替えいただくようお願いをいたします。

◇ ◇ ◇

○副議長（武田悦子） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番齋藤信一君、7番松本昇君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○副議長（武田悦子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和8年第2回3月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査となっております今期定例会の会期日程等について、去る2月27日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長、総務課長、企画財政課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受けました。さらに、本日3月3日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催いたしました。会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案25件で、その内容は、条例制定案3件、条例改正案5件、補正予算5件、当初予算8件、人事案件3件及びその他1件、合わせて25件であります。

以上のことから、会期につきましては、本日3月3日から16日までの14日間と決定をいたしました。

また、会期日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日 3日 本会議 議長の選挙、議席の指定、村長の行政報告、議案の一括上程、
施政方針並びに提案理由の説明、請願・陳情の委員会付託、委員会
(付託事件の審査)

3月 4日 議案調査のため休会

- 3月 5日 本会議 一般質問 7名
- 3月 6日 本会議 一般質問 3名、議案第3号から議案第10号までの議案の審議
- 3月 7日 休会
- 3月 8日 休会
- 3月 9日 本会議 令和8年度予算議案に対する総括質疑、令和8年度予算議案の委員会付託、委員会
- 3月10日 委員会（付託事件の審査）
- 3月11日 委員会（付託事件の審査）
- 3月12日 委員会（付託事件の審査）
- 3月13日 大玉中学校卒業式のため午前中休会
- 3月14日 休会
- 3月15日 休会
- 3月16日 本会議 議案第11号から議案第27号までの議案の審議、付託事件の委員長審査報告、審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、3月9日の総括質疑は、令和8年度の予算議案についての質疑です。先例により、質疑は、原則、自ら所属する常任委員会の予算項目以外の質疑内容とし、予算書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申合せをいたしましたとおりでありますので、ご協力のほどをお願いを申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○副議長（武田悦子） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（武田悦子） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○副議長（武田悦子） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨日、3月2日に、押山義則議長から、健康上の理由により議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、副議長が同日これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

既に配付の諸般の報告につきましては、定期監査の報告について、監査結果の報告について、例月出納検査の報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付しました報告書のとおりですので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

次は、議長選挙となりますが、ここで議事進行の都合により、暫時休議いたします。
(午前10時07分)

◇ ◇ ◇
○副議長(武田悦子) 再開いたします。

(午前10時11分)
◇ ◇ ◇

○副議長(武田悦子) 日程第4、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。(議場閉鎖)

○副議長(武田悦子) ただいまの出席議員数は11人です。
次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番三瓶賢一君、3番渡邊初治君
を指名します。

投票用紙を配ります。(投票用紙配付)

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

○副議長(武田悦子) 投票用紙の配付漏れはございませんか。(なし)

○副議長(武田悦子) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の皆さんお願いいたします。(投票箱点検)

○副議長(武田悦子) 異状ございませんか。(異状なし)

○副議長(武田悦子) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。投票は、副議長席に向かって右の方より前に進み、投票後は副議長席に向かって左のほうより自席にお戻りください。

それでは、事務局長の点呼により順次投票を行います。

(事務局長の点呼により順次投票)

○副議長(武田悦子) 投票漏れはありませんか。(なし)

○副議長(武田悦子) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。(投票完了)

○副議長(武田悦子) それでは、開票を行います。開票は副議長席といたします。

1番三瓶賢一君及び3番渡邊初治君、開票の立会いをお願いいたします。(開票)

○副議長(武田悦子) お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは出席議員数に符合しております。有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、館下憲一君10票、斎藤信一君1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、館下憲一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。(議場開鎖)

○副議長(武田悦子) ただいま議長に当選されました館下憲一君が議長におられます。
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された議長の承諾の挨拶を求めます。2番館下憲一君。

○2番（館下憲一） ただいまの選挙で議長に当選しました2番館下憲一です。皆様のご協力を得まして、大玉村議会をよりよく進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○副議長（武田悦子） 議長の挨拶が終わりました。

ここで、私の議長としての職務は全て終了いたしました。

新議長と交代いたします。館下憲一議長、議長席にお着きください。

（館下憲一議員 議長席に着席）

○議長（館下憲一） 改めまして、これから議長としての職務を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第5、議席の指定を行います。

議会の運営に関する基準第12により、議長は12番に指定し、2番は欠番とします。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第6、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（館下憲一） 行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第7、議案第3号から議案第27号まで一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（館下憲一） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第8、村長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本日、第2回村議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和8年度の村政運営に関する私の所見の一端と重点事務事業についての基本的な施策方針を申し上げ、村民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

現在、我が国は、長引く物価高騰、少子高齢化とともに、深刻な人手不足、激甚化する自然災害など、人々の暮らしに大きな不安と変化がもたらされています。このような社会情勢の中、国・県の動向を注視しながら、本年度、見直しを進めております

第五次大玉村総合振興計画後期基本計画に基づき、10年、20年後も自立する村づくりのための各種施策に引き続き取り組んでまいります。

令和7年度は、大玉村合併70周年、マチュピチュ村との友好都市締結10周年、日本で最も美しい村連合加盟10周年、大玉中学校統合50周年と記念すべき節目の年に当たり、各種事業を展開しながら、村民の皆様とともに今後のさらなる村の発展を願いました。また、年末には、スマートインターチェンジの事業化が国において決定され、将来の大玉村の発展がますます期待されることとなりました。

令和8年度の施策につきましては、まずは基幹産業である農業と本村の重要な資源である景観を守るため、農業振興公社の取組強化、新規就農者の受入れ体制の整備、直売所周辺の再整備の検討を進めるなど、産業の振興と地域経済の活性化を図ってまいります。

2つ目に、村政の振興と発展を図るための取組として、引き続き村財政の健全性を維持しつつ、常に将来を見据え、時々の課題に適切に対応した村政執行に心がけながら、人口増加対策を中心とした振興策を実施してまいります。また、ペルー共和国マチュピチュ村との交流をはじめとした国内外交流事業の推進、スマートIC及び高速道路バスタップの整備促進など、活力ある村づくりの推進に努めてまいります。

3つ目に、自然災害等における十分な備えと地域単位の自主防災組織づくりを支援するなど、災害に強い村づくりに努めるとともに、村民の日々の健康維持と疾病の早期発見、早期治療を図るため、各種健診の実施と補助制度の継続実施、日常的な健康習慣の確立のための取組など、暮らしの安心・安全の確保と健康長寿の村づくりに取り組んでまいります。

4つ目に、子育て・高齢者・障がい者等の支援拡充であります。昨年度設置したこども家庭センターによる切れ目のない支援、新たな運用を開始することも誰でも通園制度の円滑な運営に努めるなど、子どもの健やかな成長を支援するとともに、（仮称）子育て支援センターの整備を計画的に進めてまいります。また、高齢者や障がい者が安心して生き生きと暮らしていける地域を目指し、各種計画に基づき支援を行ってまいります。

5つ目に、新たに中学校新入生の制服代を全額補助するなど、各支援策を継続拡充し、子育て世代の負担軽減と子どもたちの健全な育成を図ってまいります。また、子どもたちの声や考えを聞くための（仮称）子ども未来会議の開催や新たな奨学金制度の制度設計を図るなど、教育環境の充実に努めてまいります。

今後も、より多くの皆様方のご意見やご要望をお聞きし、村民に日本一近い村政を念頭に、村民が主役の「住んでよかったと思える村づくり」の実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

以上、申し上げました基本姿勢を踏まえ、新年度予算執行のため計画しました主な重点事務事業については、各部・課ごとに順次、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（館下憲一） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 総務部総務課関係について申し上げます。

職員の専門的知識の習得と能力の向上を図るため、財団法人ふくしま自治研修センターへの研修派遣や、こおりやま広域連携中枢都市圏などが主催する研修会や講習会に積極的に派遣してまいります。

日本で最も美しい村連合に関する事業につきましては、村内の行政区や各種団体、個人が自主的に行う美しい村づくりにつながる活動を顕彰し、表彰する制度、「日本で最も美しい村づくり大賞」について、創設から3年が経過したことから、応募方法の再検討を図りながら、今年度も引き続き実施してまいります。また、昨年度、飯舘村で開催した県内4町村による合同物産展を、今年度は本村で開催すべく準備を進めてまいります。

東日本大震災等に関連して、富岡町と締結した相互連携に関する協定が本年7月で15年の節目を迎えるに当たり、新たに友好都市協定を締結すべく準備を進めてまいります。

また、国際交流につきましては、姉妹校を締結した桃園市立大竹国民中学と大玉中学校の相互交流を深めてまいりますとともに、ペルー共和国マチュピチュ村との交流事業につきましては、友好都市協定を締結した10月26日前後の日に、(仮称)ペルー・マチュピチュの日と称し、在日ペルー大使館の協力をいただきながら、毎年継続して記念行事を開催すべく準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(館下憲一) 企画財政課長。

○企画財政課長(渡辺一樹) 続きまして、総務部企画財政課関係について申し上げます。

長引く物価高騰や少子高齢化の影響により、今後も行政需要が増加していくことが見込まれる中、各種事務事業に取り組む際には財源の確保に取り組むほか、スクラップ・アンド・ビルドの取組により事務事業の見直しを進めてまいります。

現在、見直しを進めております第五次大玉村総合振興計画後期基本計画に基づき、「安心・安定のむらづくり」のため、各種事業の着実な執行と「住みたくなる村づくり」、「住んでよかったと思える村づくり」に向け、安定した各種行政サービスを継続しながら、小さな自治体ならではのスケールメリットを生かすことで、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に、健全財政の維持に努めながら、具体的施策を推進してまいります。

また、併せて策定を進めております第3期大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の取組を推進し、計画・実施・評価・改善による効果を検証し、その後につなげていくPDCAサイクルでのマネジメント手法を取り入れて、人口増加や東京一極集中是正等のため、引き続き推進してまいります。

定住人口増加対策につきましては、村の最重点事業と位置づけ、SDGsの推進、子育て支援、健康長寿・保健・福祉・教育の充実、企業立地など産業振興も視野に入れ、各課との横の連携を図りながら諸施策に取り組んでまいります。

公共交通システムにつきましては、デマンドタクシーにおいて、令和6年度よりAIを活用した予約・配車システムを導入し、利便性の向上に努めております。また、

令和7年度より実証運行を行っております大玉村通勤通学バスにつきましては、引き続き村民に周知を図りながら、利用者増加に努めてまいります。

村の木材を使用して建設予定の大山公民館に替わる村民の交流の場と子育て支援を目的とした複合施設の（仮称）子育て支援センターにつきましては、国土交通省の都市構造再編集中支援事業補助金を活用し建設すべく、本年度につきましては、伐採する用材の製材加工や敷地の造成工事等を進めてまいります。

次に、安達地方広域行政組合の重点事務事業について申し上げます。

本年度におきましても、行政改革推進基本計画及び実施計画に基づく改革や組合事務事業の効率的運営を図ることとしております。

衛生関係では、救急医療体制の整備、斎場の適正な管理運営を図るとともに、病院群輪番制の推進、循環型社会への寄与のため情報発信を継続し、住民、事業者、行政が連携した廃棄物の削減を図ることとしております。

消防関係では、消防業務及び地方行政に必要とされる多様な能力向上を目的とし、各種研修に派遣することで、職員の資質向上及び組織力のレベルアップを図ってまいります。

また、独り暮らし高齢者世帯等の防火指導を積極的に行い、火災予防思想の推進を図ってまいりますとともに、住民に対する応急手当普及啓発活動を積極的に展開し、さらなる救命率の向上を目指してまいります。

さらには、二本松市東和地区に設置されております埋立てごみの最終処分場東和クリーンヒルにつきましては、令和11年度に満杯となる見込みであり、令和10年度に延命化工事に着手し、工事完成後、現在と同程度の埋立物が搬入された場合は、おおむね5年間の搬入が可能となっております。東和クリーンヒルに替わる新たな最終処分場の建設候補地につきましては、2市1村から提出された候補地の中から適地の地質調査を行い、早期に建設場所を決定する予定でございます。本村からは、大山宇大川端地内を候補地としております。

これらの事業を踏まえた予算は、令和8年度安達地方広域行政組合一般会計が前年度比約3.8%増となる38億3,742万6,000円となりました。また、地域振興特別会計では、文化振興支援事業など826万8,000円となったところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 税務課長。

○税務課長（三瓶隆弘） 続きまして、総務部税務課関係について申し上げます。

村税の賦課事務につきましては、課税客体を的確に把握し、公平公正な課税に努めてまいります。

また、徴収事務につきましては、引き続き大玉村税等徴収嘱託員を設置し、未納者の実情把握に努めながら、納税意識の醸成と自主納付を促すとともに、他の納税者との公平性の確保の点から、滞納者に対しては厳正な滞納処分を適時・適切に実施し、収納率の向上と自主財源の確保を図ってまいります。

さらに、口座振替による納税の利便性を周知し、利用者の拡大を図るとともに、現金納付や遠隔地の納税者に対しては、コンビニの納付やスマホ決済が利用できることを説明しながら、納期内の適正な納税を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 続きまして、住民福祉部住民生活課について申し上げます。

交通対策につきましては、事故を未然に防止するための交通安全施設の整備を推進していくとともに、子どもやお年寄りなど、交通弱者の被害をなくすための啓発運動を強化してまいります。また、引き続き高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故の抑止に努めてまいります。

個人自らが行う防犯対策としての防犯カメラ等設置補助事業を継続し、さらに防犯協会など地域の防犯団体等と連携を図りながら、犯罪防止に努めてまいります。

近年多発している地震や集中豪雨などの自然災害に備え、災害対策資材の整備や備蓄品の管理など、日頃から防災態勢対策を努めるとともに、自助・共助の基盤となる自主防災組織の設立推進及び支援に努めてまいります。

消防活動のほか、地域防災活動においても重要な役割を果たしている消防団に対しましては、老朽化した消防屯所の建て替えなど、環境整備や組織力の強化・連携等の支援に努め、引き続き安全で安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

個人番号カード交付事業につきましては、総交付件数が約8,400件に上り、村民の約95%の方が取得している状況であります。様々な分野で個人番号カードが活用されており、引き続き円滑な事務処理と広報周知に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、円滑な事業運営と事務執行に努めるとともに、関係部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、きめ細かな個別支援等により健康課題の解消に引き続き取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、令和11年度から保険料が統一されることから、県と連携を密にし、安定的な国保運営の確立に努めてまいります。

二酸化炭素などの温室ガス排出抑制を目的とした再生可能エネルギーの利用促進につきましては、住宅用太陽光発電設備設置及び蓄電設置に対する補助を継続してまいります。

ごみ排出量低減につきましては、生ごみ処理機等購入費補助を継続するとともに、イベント等において、村民の方々等への情報発信や各地区のふれあいセミナーやサロンの講座などにおいて周知・広報を行い、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指すカーボンニュートラルに向けた機運の醸成を進めてまいります。

大規模太陽光発電施設や土地区画性質の変更や工作物・建築物・屋外広告物の設置等、景観・自然環境に影響を及ぼすおそれのある行為に対しましては、大玉村ふるさと景観保護条例並びに大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例に基づき、事業者はその趣旨や必要性を理解していただくよう努め、景観・自然環境との調和を図れるよう協力を求めてまいります。

生活環境対策につきましては、合併処理浄化槽設置費補助事業を継続するとともに、河川水質検査を実施して環境対策に取り組んでまいります。

大規模畜産農場における衛生面等の環境改善につきましては、事業者と地元住民との方々の対話を継続し、関係機関との連携・情報共有を図り、指導・助言を通じて改善を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 続きまして、住民福祉部福祉課関係につきまして申し上げます。

子育て支援におきましては、第3期大玉村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育む保育・幼児教育、さらには子どもたちの安全を確保する体制をさらに強化するため、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つ子ども家庭センターを令和8年1月に設置し、保健課や関係機関と連携を図りながら、引き続き妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援、育児不安の軽減や虐待防止に努め、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

保育所・放課後児童クラブにつきましては、委託先である社会福祉法人大玉村社会福祉協議会と連携を図りながら、安定した運営に努めるとともに、保育を必要とする保護者の支援に努めてまいります。

また、4月から運用を開始することも誰でも通園制度では、適正で円滑な運営に努め、子どもの育ちを支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、令和4年6月に制定いたしました大玉村障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例を基本として、第3次障がい者基本計画、第7期大玉村障がい福祉計画に基づき、障害のある方が安心して自立した生活が送れるよう支援体制を構築し、さらに第3期大玉村障がい児福祉計画に基づき、障害のある児童の発育・発達・教育を支援するため、各種障がい児福祉施策を引き続き進めてまいります。

また、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等各種福祉分野にまたがる上位計画となる第1期大玉村地域福祉計画に基づき、総括的な地域福祉の向上に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、大玉村第10期高齢者福祉計画、大玉村第9期介護保険事業計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、地域の課題解決に取り組んでまいります。

また、関係部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施やフレイル予防事業など、各種介護予防事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 保健課長。

○保健課長（町田弘江） 続きまして、住民福祉部保健課関係について申し上げます。

健康長寿の推進につきましては、引き続き村の重点施策と位置づけており、第2次

大玉村健康長寿推進計画に基づき、大玉村健康長寿推進村民会議を中心に関係機関が連携を図り、健康長寿の村づくりのために各事業を推進してまいります。

健康ポイント事業につきましては、ポイント付与による村独自のインセンティブを設けることで、村民の皆様が健康づくりに取り組むきっかけづくりと、楽しみながら継続していただけるよう、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、元気づくりシステムによる健康増進・介護予防事業につきましては、住民が各集会所などを拠点に、週2回の軽運動や筋力トレーニングなどに取り組み、運動をメインとした通いの場づくりと定着を目指し、引き続き新たな参加者や地区を増やしながら、健康長寿推進の主要施策として取り組んでまいります。

保健事業の推進につきましては、いきいきおおたま健康プラン21（第3次大玉村健康増進計画、第4次大玉村食育推進計画、第2次大玉村自殺対策計画）に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、さらに食育の推進、誰も追いつめられない社会の実現に向けて、重点事業の健康長寿推進事業と併せて展開を進めてまいります。

令和8年度より、集団検診及び施設検診の受診費用の無償化を実施するとともに、人間ドッグ、脳検診、PETがん検診の受診費用の一部助成を引き続き実施し、がんなどの早期発見と村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

大玉村子ども家庭センターの母子保健機能につきましては、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行い、伴走型相談支援として、実情の把握、必要な助言、保健指導を実施するとともに、虐待予防の対応施策等を実施するなど、子育て世帯への切れ目のない支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 産業建設部産業課関係。

農業関係につきましては、県内産農畜産物が全国平均に比して安価な取引値に固定化している現状から、風評払拭に努めるとともに、本村の基幹産業である農業の振興を図ってまいります。

令和8年産主食用米の生産目安面積は、前年比6.3%増となる856ヘクタールが提示されました。主食用米の需給バランスの安定化のため、非主食用米作付への村補助の継続などの取組を引き続き行ってまいります。

村産米ブランド化につきましては、昨年度より村産米を象徴するあだたらの恵の生産と販売を開始したことから、引き続き事業拡大に向けた取組を行います。村産米のPRを行い、ふるさと納税を中心とした販路開拓等を進め、村産米の知名度向上と農家の生産意欲醸成を図る取組を行ってまいります。

村内農業者の高齢化・後継者不足の対策として、地域活性化起業人制度を活用した新規就農者の確保事業を実施いたします。村内における農業の研修先をはじめ、住居や農地といった将来に向けた受入れ体制の構築について検討いたします。

有害鳥獣捕獲に関しましては、昨年、ツキノワグマの顕著な増加傾向が見られたこ

とから、村有害鳥獣捕獲実施隊の緊急銃猟の実施に備え、マニュアルの整備や各種講習会への参加など、必要な措置を講じてまいります。

商工業につきましては、中小及び小規模企業に対する支援の充実を図るとともに、新たに創業する方に対する支援及び空き店舗活用の制度を周知し、有効に活用していきます。物価高騰の影響を受けている事業者については、状況を注視しながら必要な支援を行ってまいります。

公設民営のあだたらの里直売所、お食事処たまちゃん、アットホームおおたまにつきましては、安全・安心な大玉村産農作物の提供と、生産者の所得向上、交流人口の増加及び住民の保養と健康増進の憩いの場を目指し、必要な経営支援を行うとともに、お客様の声を反映しながら、健全な運営となるよう、おおたま村づくり株式会社、直売会等と連携し取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附者に対する認知度と満足度を高める手法や魅力的な返礼品の開発について検討・実践し、大玉村への新規寄附者の獲得と既存の寄附者に対する満足度向上の両面について取り組み、寄附額の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 続きまして、建設課関係でございます。

農業農村整備事業につきましては、福島県が実施いたします農村地域防災減災事業（木幡地区）と水利施設整備事業（三ツ森溜池地区）への負担金支出、土地改良区が実施いたします施設維持管理適正化事業（岩高揚水機、諸田向揚水機、深谷揚水機）への補助を行い、適切な維持管理のため支援を行ってまいります。

道水路維持事業につきましては、暮らしを支える生活道水路の適正な維持管理を行うとともに、関係機関と協議・連携することにより、安全で安心できる地域環境の整備に努めてまいります。

道路新設改良事業につきましては、通学路の安全対策や狹隘区間の解消、さらには大玉村の振興・発展に必要な重要路線の整備について、国の交付金を活用しながら計画的に進めてまいります。今年度は、（仮称）大玉西部幹線横断道路改良工事、宮下・高久線歩道設置工事、的場・三合内線道路改良舗装工事、新座・仲ノ在家線用地測量業務を実施する予定でございます。

橋梁の維持管理事業につきましては、早期に措置を講ずべき状態と診断された根崎橋の補修工事と、道路法施行規則第4条の5の6に基づく5年に1回の近接目視点検30橋を国の補助金等を活用しながら実施する予定でございます。

公営住宅等管理事業につきましては、大玉村公営住宅等長寿命化計画を基本として、適正な維持管理に努めてまいります。

民間住宅等支援事業につきましては、自然災害から村民の生命と財産を保護するため、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等撤去改善支援事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、また空き家の利活用と移住・定住の促進を図るため、空き家改修等支援事業、加えて、近隣住民が安心して暮らせる生活環

境と良好な景観を確保するため、空家除去費補助事業について、引き続き支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 産業建設部都市計画課関係について申し上げます。

（仮称）大玉スマートインターチェンジにつきましては、令和7年12月5日に国土交通省から新規事業化が認められ、令和8年度から本格的に事業がスタートいたします。これに先立ち、令和8年3月には、NEXCO東日本東北支社と本村とで、事業を円滑に進めるため、工事の施工区分等を定めた基本協定の締結を交わす予定であり、この協定書に基づき、今年度はスマートインターチェンジの測量・設計、地質調査、埋蔵文化財調査を実施いたします。

高速道路バスストップにつきましては、大玉バスストップの再整備に向けて、引き続き、国土交通省、福島県、福島県警察、NEXCO東日本、福島県バス協会、バス事業会社、二本松市、本宮市、村をメンバーとする会議を行い、国等の関係機関に提出する設置計画書の早期策定を目指します。

本村都市計画マスタープランでは、将来の自立と発展を支える村づくりを推進するため、スマートインターチェンジの整備とともに、周辺に工業集積拠点と地域振興拠点を形成する大玉ゲートウェイ構想を掲げております。工業集積拠点の形成につきましては、国道4号沿線の大山字仲江、前谷地、破橋、北新田地内の土地15.6ヘクタールについて、オーダーメイド方式による工業団地を予定しており、今年度は地権者のご理解をいただきながら、停止条件付土地売買契約を締結し、企業誘致をスタートさせてまいります。また、地域振興拠点の形成につきましては、あだたらの里直売所周辺土地の拡張を前提としてにぎわいを創出し、エリア全体の価値を高める基本計画書の作成を進めてまいります。

立地適正化計画による居住誘導の推進につきましては、今後、玉井字午房内、馬場地内の宅地造成推進地区に、国の補助金を活用して、道路、公園等のインフラを整備していくため、都市再生整備計画書の作成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（伊藤寿夫） 続きまして、産業建設部上下水道課関係について申し上げます。

水道事業については、安心・安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設等の適正な管理運営を継続してまいります。施設整備については、漏水多発配水管路の村道細田・矢沢線配水管布設替工事及び道路改良に伴う村道的場・三合内線配水管布設替工事を実施するほか、社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）を活用し、重要給水施設配水管事業第22回工事を実施し、耐震化を図り、さらなる安定供給につなげてまいります。また、水道の新水源につきましては、未着手の第5水源3号井戸と併せて、地元住民の方々と情報共有・協議を行いながら、水源の確保に向けて進めて

まいります。

農業集落排水事業につきましては、接続加入の推進を図るとともに、浄化センターシーケンサー更新事業を実施し、大山第1、玉井第2、玉井第3浄化センターの3施設について適正な管理を行い、安定した事業運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤雅俊） 続きまして、農業委員会関係でございます。

農業委員会は、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり、農業・農村の持続的発展と食糧の安定供給の実現を図っていくため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めてまいります。

農地転用許可の指導や助言などのほか、農地利用の最適化を目指し、地域計画を基本とした担い手への農地の集積・集約化、農地パトロール等の農地利用状況調査を基にした遊休農地の発生防止・解消対策、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保等に努め、農業・農地に関する幅広い活動を進めてまいります。

また、令和11年度までに75%の農地集積目標を達成できるよう、農政担当部局や大玉村農業振興公社をはじめとした関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木裕也） 続きまして、教育部教育総務課関係を申し上げます。

令和7年度に策定した大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン後期計画に基づき、おおたま学園、幼・小・中一貫的教育による縦のつながりと、コミュニティ・スクールによる学校・家庭・地域の横のつながりを基盤に、地域学校協働活動との一体的な取組を強化しながら、大玉村の教育を引き続き推進してまいります。

おおたま学園につきましては、子どもたちや教職員の積極的な交流、校種を超えた学び合いを大切にしていくなかで、幼・小・中一貫的教育の充実を図り、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた資質・能力を育む教育を推進してまいります。

特に、幼稚園教育につきましては、生き抜く力の基礎となる資質・能力の育成を図る上で重要な非認知能力を伸ばす教育を推進するため、幼児の主体的な活動を促す教育活動や小学校につながる実効性のあるカリキュラムの充実とともに、積極的な幼小交流を図りながら、一人一人の育ちを大切に教育を推進してまいります。

個を伸ばし、確かな学力を育む教育活動の充実を図るため、おおたま学園オープンスクールの開催をはじめとした研修機会の確保により、授業の質的改善や指導力の向上により一層努めてまいります。また、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した授業の実践による児童生徒の情報活用能力の育成とデジタル・シティズンシップ教育の充実を図るため、ICT支援員の配置による学習支援や効果的な研修の実施などにより、教員の指導力向上に引き続き努めてまいります。

コミュニティ・スクール推進事業につきましては、「地域と共に歩む学校づくり」を一層推進するため、地域学校協働本部との連携を密にしながら、子どもたちの豊か

で確かな学びを支える環境づくりに努めてまいります。特に、保護者・地域住民の協働・参画を促すための情報発信や活動内容の工夫を図ってまいります。

安心して学べる教育環境づくりのために、小中学校への非常勤講師及びスクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員や部活動指導員の配置を拡充し、充実したサポートを継続しながら、教員の子どもたちと向き合う時間の確保を図るとともに、校務や行事の見直し・改善などにより、教職員の働き方改革を推進してまいります。

小中学校の保護者の経済的負担軽減を図るため、学校給食費の無償化を継続実施し、幼稚園の弁当給食につきましては、令和7年10月から実施し、保護者の費用負担の軽減を図るための費用の半額助成を行ってまいりましたが、4月から無償化を実施してまいります。

また、中学校へ入学する新入学生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、制服購入費用の補助を実施してまいります。

大玉村奨学金助成制度の創設につきましては、持続可能な村づくりに向け、若年層の定住促進と経済的自立を支援するため、令和8年度中に職員で組織する検討委員会を設立し、具体的な助成額や要件などの制度設計を完了させ、令和9年度からの運用開始を目指します。

さらに、次世代を担う小中学生を対象に、子ども未来会議を開催し、その提言を次期計画等へ反映し、郷土への誇りと村政への参画意識を醸成し、全世代で大玉村の未来を育てまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田辺将裕） 次に、教育部生涯学習課関係について申し上げます。

大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン後期計画に基づき、引き続き「地域ぐるみの学びのむらづくり」、「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」、「ふるさと文化の振興」について推進してまいります。

「地域ぐるみの学びのむらづくり」におきましては、地域住民や各種団体からの幅広い参画を得ながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を強化し、地域と学校のより一層の連携・強化の推進と事業内容の周知に取り組んでまいります。

さらに、家庭教育支援事業につきましては、家庭教育支援チームを軸とし、親子参加型の事業の推進やお休みスペースを中心に携帯電話での相談対応など、保護者が気軽に相談できる場の提供に努めるとともに、子育て支援の広報紙となる「たまちゃんネル」の発行などを通し、家庭教育支援に取り組んでまいります。また、引き続き、県が進めております家庭教育応援企業への村内企業の参画を推進し、家庭や地域だけでなく企業の家庭教育への理解を求め、家庭教育を充実させるための取組を努めてまいります。

生涯学習推進事業につきましては、村内のニーズに応じた生きがいづくりのための

学びの場の提供をするとともに、サポーターズサークルを中心に、村民自らが企画・実施していく取組について推進してまいります。

「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」におきましては、スポーツ推進委員、スポーツ協会、おおたまスポーツクラブ等などの活動を核として、村民がスポーツに親しむ機会づくりと、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

また、中学校部活動の地域展開につきましても、中学校やスポーツ少年団、スポーツクラブやスポーツ協会などの関係団体や関係機関とも連携・協力し、運動部・文化部とともに地域展開できる部活動から順次取り組んでまいります。

ふるさと文化の振興につきましましては、ふるさとホールを中心とし、「おおたま学」を活用しながら、貴重な歴史文化の資料展示、郷土意識の醸成を図り、学習会の開催なども取り入れて取り組んでまいりたいと思います。さらに、「おおたま遺産」の発掘・調査を強化し、未指定の文化財の指定・登録を推進してまいります。また、村内の貴重な民俗芸能や風俗習慣、伝統技術等の継承活動も支援していくとともに、文化のつどいや文化祭の開催により、幅広い年齢層の村民が文化・芸術に触れる機会を提供してまいります。

ふるさとホール運営事業につきましましては、引き続き村民の教養の向上と文化の振興を図るため、村の歴史と文化に係る企画展を開催するとともに、野内与吉コーナーのさらなる周知と、令和7年度のマチュピチュ友好都市10周年訪問の記録なども新たに展示しながら、広く村内外へ情報発信を努めてまいりたいと思います。

以上、各課の重点事務についてご説明申し上げました。

○議長（館下憲一） ここで、休憩のため暫時休議いたします。

再開は午前11時35分といたします。

（午前11時17分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

（午前11時35分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 引き続き、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは、提案理由説明を申し上げます。

本定例会における提出議案は、条例制定案3件、条例改正案5件、補正予算案5件、当初予算案8件、人事案件3件、その他1件、合わせて25件であります。

それでは、議案第3号、おおたまみらい人材定着奨学金基金条例の制定について申し上げます。

本案につきましましては、大玉村の次代を担う若者の村内への定着及び地域で活躍する人材の確保を図るため、新たな基金を造成するものであります。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

第1条につきましましては基金の設置目的を、第2条では積立てについて、第3条から

5条では基金の運用や管理について定めるものであります。

第6条につきましては、第1条に定める事業の経費に充てる場合に、特定財源として取り崩すことができることについて定めるものであります。

次に、議案第4号、大玉村手話言語条例の制定について申し上げます。

手話は、音声言語の日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。耳の聞こえない方々にとって重要なコミュニケーションツールの一つであり、日常を営む上で必要不可欠なものであります。本村では、令和4年に障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例を制定し、障がいに係る相互理解等について寄与してきたところでありますが、昨今の全国的に、また福島県内においても手話言語条例制定の機運が高まってきている中、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、もってすべての村民が相互に人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会の実現を推進するため、本条例を制定するものであります。

第1条及び第2条では本条例の目的及び基本理念を定め、第3条から第5条では、村、村民及び事業者の役割について、第6条から第11条では施策の推進や手話を学ぶ機会の確保、情報発信や学校における手話の普及に関する事等について、第12条から第14条では情報通信技術活用に関する事、財政上の措置に関する事及びその他意思疎通支援の推進に関する事について定めるものであります。

次に、議案第5号、大玉村工場等立地促進条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、第五次大玉村総合振興計画や大玉村都市計画マスタープランで定める「地域経済が活性化するむらづくり」を推進し、企業立地を促進するため、村内に工場等を新設・増設・移転する企業及び雇用促進を図る企業に対して、助成金を交付するものであります。

まず、第1条につきましては本条例の目的を定め、第2条は助成金の対象となる業種、指定区域など条件について、第3条から第5条は助成金の区分、交付基準及び助成金の額、助成金の交付申請等に係る手続を定めるものであります。

第6条は助成金の取消し等に該当する場合の処置、第7条は譲渡または担保の禁止、第8条は合併、相続等の事由により助成措置を承継する場合の措置、第9条は規則への委任について定め、公布の日から施行するものであります。

なお、別表は第4条で規定する助成金の区分、交付要件及び助成金の額や限度額を定めるものであります。

次に、議案第6号、大玉村行政手続条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、公示送達の見直しに係る行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正及び行政不服審査法（平成26年法律第689号）の一部を改正する法律が令和8年5月21日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

第15条第3項につきましては、公示事項を総務省令で定める方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取り、第15条第4項につきましては、公示

事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し、または当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取るものであります。第22条、第29条につきましては、文言の整理を行うものであります。

続きまして、議案第7号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、小学校就学の始期から満9歳に達する日以後最初の3月31日までの子及び満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障がいをもつ子を養育する職員を対象とした子育て部分休暇を新設することに伴い、県に準じた改正を行うべく条例の一部改正を行うものであります。

改正内容について申し上げます。

第3条の3につきましては、公務の運営に支障がないと認める場合には、4週間を超えない範囲で、週休日のほかに当該職員の勤務を割り振らない日、または当該職員の勤務時間を割り振ることができるものであります。

第5条第2項につきましては、前項中、週休日にとあるものを勤務時間を割り振らない日と読み替えるもの、第6条第3項につきましては、休憩時間を一斉に与えないこと、また、その他の休憩時間の基準について、第8条の2につきましては、小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校小学部の子のある職員の追加、第11条につきましては、子育て部分休暇の追加、第15条の3につきましては、子育て部分休暇について学校就学の始期から満9歳に達する日以後最初の3月31日までの子及び満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障がいをもつ子を養育する職員を対象とし、1日につき2時間を超えない範囲で取得ができ、勤務しない場合は給与の減額となるため、減額の方法を定めるものであります。

次に、議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、給与の支払い方法の日割り計算について定めるための改正を行うものであります。

第7条第3項において、第5条を第5条第1項に、週休日の日数を週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数に改めるものであります。

次に、議案第9号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、国の子ども・子育て加速化プランが策定され、このプランを支える仕組みの一つとして、子ども・子育て支援制度の創設が盛り込まれた法律が成立しました。あわせて、前納制度が創設され、本条例の改正が必要となったため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容について申し上げます。

第2条につきましては、従来の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金に加え、新たに子ども・子育て支援納付金が創設され、課税限度額を3万円に定めるとともに、所得割について第9条の4を追加し、所得割率を0.27%に、均等割について第9条の5を追加し、18歳以上被保険者均等割額を1,240円に、第9条の6を追加し、均等割加算額を60円に、平等割について第9条の7を追加し、平等割額800円と、県から示された標準税率等を暫定的に規定し、税額算定の基礎をそれぞれ定めるものであります。

前納制度につきましては、第12条の2を追加し、主に海外からの新規入国者を対象に、入国した外国人等が国民健康保険へ加入した際、入国初年度の保険税について一括納付を可能にし、未納付防止を目的としております。

第21条につきましては、今回の改正による各所得基準の軽減判定に応じた減額措置について規定し、同条第3項では、産前産後期間の出産被保険者に対する減額措置についての適用規定をそれぞれ追加するものであります。

附則では、施行期日及び適用について定めるものであります。

次に、議案第10号、大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令が改正され、福島県道路占用料徴収条例が福島県議会2月議会で改正される予定であることから、村が徴収する道路占用料を福島県道路占用料徴収条例に準拠した額に改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号から議案第15号、令和7年度各会計補正予算並びに議案第16号から議案第23号、令和8年度各会計予算について、概要のみご説明申し上げます。詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第11号、令和7年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条では、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ607万8,000円を減額し、予算の総額を60億3,187万9,000円とするものであります。

第2条では、5ページに記載のとおり、地方債の補正について定めるものであります。

第3条では、6ページに記載のとおり、昨年度末にまでに竣工の見込みがない16事業について、繰越明許の取手続を取るものであります。

次に、議案第12号、令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

57ページをお開き願います。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ199万8,000円を追加し、予算の総額を8億6,040万6,000円とするものであります。

次に、67ページをお開きください。

議案第13号、令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ302万8,000円を追加し、予算の総額を982万8,000円とするものであります。

次に、75ページをお開きください。

議案第14号、令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ364万2,000円を追加し、予算の総額を9億7,375万2,000円とするものであります。

次に、85ページをお開きください。

議案第15号、令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,408万8,000円を追加し、予算の総額を1億1,586万7,000円とするものであります。

次に、議案第16号、令和8年度大玉村一般会計予算について申し上げます。

予算書並びに説明書の令和8年度の書類をお開きください。

それでは、一般会計予算の当初予算について説明を申し上げます。

まだ開いていない人いるか。この厚いやつ、予算書ね。令和8年度の予算書になります。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条に定める予算総額は、前年度に比べ3.3%の増となる50億89万9,000円となったところであります。

第2条債務負担行為は、6ページに記載のとおり、期間、限度額について定めるものであります。

第3条地方債は、7ページに記載がありますが、道路等整備事業や（仮称）子育て支援センター整備事業に充当するため、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

8ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書であり、歳入について、款ごとに前年度との比較となっております。

10ページは、歳出について前年度との比較、予算額の財源内訳となっております。

次に、議案第17号、221ページをお開きください。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比4.3%減の7億9,696万8,000円となったところであります。

次に、議案第18号、261ページをお開きください。

令和8年度大玉村玉井財産区特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比54.3%増となる822万4,000円となったところであります。

次に、予算書275ページをお開きください。

議案第19号、令和8年度大玉村土地取得特別会計予算について申し上げます。

この会計は、土地開発基金による公共用地の先行取得と、基金運用益の管理等を行うものであり、本年度予算の総額を62万2,000円と定めるものであります。

次に、議案第20号、287ページをお開きください。

令和8年度大玉村介護保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比3.2%増の9億1,766万9,000円となったところであります。

次に、議案第21号、341ページをお開きください。

令和8年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比24.9%増の1億1,905万4,000円となったところであります。

続きまして、議案第22号、359ページをお開きください。

令和8年度大玉村水道事業会計予算について申し上げます。

第2条は、業務の予定量であります。給水戸数は、対前年度比50戸増の3,189戸、年間総給水量は、対前年度比0.9%増の85万9,224立米になります。1日平均給水量は2,354立米とし、主な建設改良事業は、水道本管布設替工事など1億2,941万円と定める事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比1.2%減の1億7,404万5,000円、収益的支出の予定額を対前年度比2.5%減の1億6,596万円と定めるものであります。

収入は、主に料金収入で、営業収益は対前年度比で1.7%減の1億4,723万3,000円となり、加入金等の営業外収益は、対前年度比1.5%増の2,681万2,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に関する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は対前年度比3.1%減の1億5,322万9,000円となり、企業債支払利息等に要する営業外費用は1,173万円、特別損失は存目計上、予備費は100万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予算額を定めるものであります。

収入の総額は9,540万7,000円であり、内訳として、国庫支出金280万5,000円、企業債9,260万円、工事負担金及び他会計繰入金については存目計上であります。

360ページをお開きください。

これに対する支出の総額は2億385万2,000円であり、内訳として、国庫補助金を活用した重要給水施設配水管事業第22回工事などの建設費1億3,310万6,000円と企業債償還金6,623万1,000円、予備費として451万5,000円の計上であります。

この資本的収入額が支出額に対して不足する額1億844万5,000円は、前のページに記載がございますが、第4条本文上の括弧書きで記載しております内部留保

資金等を充当し、補填するものであります。

また、次のページにお戻りいただいて、第5条は企業債で、起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は棚卸資産について定めるものであります。

次に、385ページをお開きください。

議案第23号、令和8年度大玉村農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。接続戸数は927戸、年間総排水量は27万9,813立米、1日平均排水量は767立米とし、主な建設改良事業は、浄化センターシーケンサー更新工事など360万1,000円と定め、事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比1.9%減の1億5,422万円、収益的支出の予定額を対前年度比2.2%減の1億3,074万9,000円と定めるものであります。

収入は、処理施設使用料等の営業収益で6,947万3,000円、一般会計から繰入れとなる他会計繰入金等の営業外収益で8,474万7,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は1億2,135万2,000円、企業債支払利息等に要する営業外費用は839万6,000円、特別損失は存目計上、予備費は100万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は対前年度比91.4%減の360万4,000円であり、内訳として、第1項国庫支出金から第4項他会計借入金までは存目計上、企業債360万円であります。

386ページをお開きください。

これに対する支出の総額は、対前年度比43.4%減の5,220万円であり、内訳として、浄化センターシーケンサー更新工事などの建設改良費360万1,000円、ホイキャリア購入費などの固定資産購入費129万円、企業債償還金4,730万7,000円、他会計借入金償還金と予備費は存目計上であります。

この資本的収入額が支出額に対して不足する額4,859万6,000円は、前のページにございます、第4条本分上の括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

また、戻っていただいて、第5条は、企業債について起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は他会計からの繰入れについて、第9条は棚卸資産について定めるものであります。

続きまして、議案第24号、議案書のほうにお戻りください。

議案第24号、村道路線の廃止について申し上げます。

谷地2号線は、大山小学校に隣接する村道ではありますが、児童と車両による接触事故の発生が懸念されております。

このため、公衆用道路から学校用地へ所管を変更することにより、適時、学校の判断で車両の進入を制限することが可能となり、児童等の安全確保向上が期待できるほか、学校用地の一体的利用にも寄与することから、道路法第10条第3項の規定に基づき、村道路線の廃止を行うものであります。

続きまして、議案第25号、副村長の選任について申し上げます。

現職の武田正男氏が3月31日をもって任期満了を迎えるに当たり、本人より退任の申出があったことから、後任について検討してまいりました。今後、国や県はもとより、関係機関とも連携しながら、本村において前例のない重要な事業を推進していくに当たり、村長を補佐する副村長の役割が極めて重要になるとの考えから、検討の結果、県に対し副村長の職員派遣依頼を行ったところであります。

今般、県において人選作業が進められ、その結果、現在、福島県企画調整総室企画調整課に勤務する菅野大佑氏を県当局から推選され、去る2月18日には、県庁において本人と面談を行ったところであります。

菅野氏についてご紹介を申し上げますと、昭和57年4月に二本松市で生まれ、平成17年3月福島大学行政社会学部を卒業後、同年4月、福島県に採用されました。以来、相双地方振興局、相双農林事務所、保健福祉総室、県民安全総室、財務総室を経て、令和6年から企画調整総室企画調整課主任主査として勤務されております。

以上、経歴等についてご説明を申し上げますが、人格、識見ともに優れた菅野大佑氏を令和8年4月より副村長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第26号、区長等の委嘱について申し上げます。

現職の区長及び区長代理が、令和8年3月31日で任期満了を迎えることから、新たに区長及び区長代理を委嘱するに当たり、大玉村区長等設置条例第2条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第27号、人権擁護委員候補者の推選について申し上げます。

令和8年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員渡辺光太郎氏の後任について、その人格、識見ともに優れており、人権擁護委員として適任と認め、大玉村大山字明路内24番地、伊藤一男氏を候補者とするについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求め、法務大臣へ推薦するものであります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（館下憲一） ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（午後0時02分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

(午後1時30分)

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 3番渡邊初治君より欠席する旨届出がありましたので、ご報告申し上げます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 提案理由の説明に入ります前に、皆さんに既にお配りしております資料に誤りが2か所ほどありましたので、訂正しておわび申し上げます。

予算に係る提案理由説明書になりますが、右上の角のほうに総務部長説明資料となっているものをご覧いただきたいと思います。

その資料の4ページ目をご覧ください。中段から少し下、若干太字になっている部分ですが、議案第14号、令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算についてとなっておりますが、令和7年度の誤りでございますので、7というように訂正方お願いいたします。同じように、次の5ページ、上から4行目になりますが、これも同じように議案第15号、令和6年度となっておりますが、令和7年度の誤りでございますので、訂正方よろしくお願いいたします。

それでは、命によりまして、議案第11号から議案第15号令和7年度各会計補正予算並びに議案第16号から議案第23号、令和8年度各会計予算についてご説明申し上げます。

まずは、補正予算になりますので、補正予算書のほうをご覧いただきたいと思えます。

議案第11号、令和7年度大玉村一般会計補正予算について。

歳出よりご説明申し上げますので、24ページをお開き願います。

款2総務費は、各事務事業経費の精査に基づき総額154万円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

26ページをお開き願います。

上段の企画費の事項①企画事務に要する経費は、令和6年度に実施した定額減税の補足給付に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金265万円の補正計上であります。

下段の基金費の基金の積立てに要する経費は、（仮称）おおたまみらい人材定着奨学金基金積立金2,000万円など合わせて2,020万6,000円の補正計上であります。

28ページをお開き願います。

上段の諸費の事項②防犯対策に要する経費は、防犯カメラ等設置補助金50万円など、合わせて129万円の補正計上であります。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、マチュピチュ村公式訪問の事業完了により117万5,000円、事項②台湾交流事業に要する経費は、中学2年生の派遣事業の完了により176万2,000円それぞれ減額計上であります。

30ページをお開き願います。

上段の税務総務費の税務事務の管理運営に要する経費は、複数枚にわたる税証明用の電動契印機購入経費40万円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

下段の款3民生費は、各事務事業経費の精査に基づき1,671万2,000円の減額計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項⑥国保特別会計に要する経費は、特別会計の歳入歳出の精査による国保特別会計繰出金875万3,000円の減額計上であります。

34ページをお開き願います。

上段の障がい者福祉費の事項②重度心身障がい者援護に要する経費は、重度心身障がい者医療費180万円など合わせて80万円の補正計上であります。

中段の老人福祉費の事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、広域連合負担金や特別会計繰出金など合わせて414万7,000円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

下段の款4衛生費は、総額1,112万9,000円の減額計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による補正計上であります。

38ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額1,929万8,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、育苗施設建設事業補助金1,000万円や農業振興基金積立金1,000万円など合わせて1,891万8,000円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

下段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、実施設計が完了したことによる堆肥舎屋根改修工事費の不足額500万円の補正計上であります。

農地費の事項①農業農村整備に要する経費は、本宮市小幡地区の農村地域防災減災事業負担金51万8,000円の補正計上であります。

42ページをお開き願います。

中段の林業振興費の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、イノシシ等の有害鳥獣捕獲報償や有害鳥獣被害対策実施隊活動支援事業補助金など、合わせて121万7,000円の補正計上であります。

款7商工費は、総額236万7,000円の補正計上であります。

主な事業として、商業振興費の商工業の振興に要する経費は、さくらカード割増付加ポイント事業費の精査に基づき、村商業振興協同組合運営費補助金246万7,000円の補正計上及び実績がなかったことによる創業者空き店舗等活用支援事業補助金250万円の減額計上であります。

44ページをお開き願います。

観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、精査に基づく指定管理

業務委託料不足見込額 200 万円の補正計上であります。

款 8 土木費は、総額 1,607 万 3,000 円の補正計上であります。

主な事業として、下段の住宅管理費の事項①公営住宅の管理運営に要する経費は、村営住宅等管理基金積立金 3,000 万円の補正計上であります。

46 ページをお開き願います。

款 9 消防費は、事務事業等の精査に基づき 548 万 3,000 円の減額計上であります。

款 10 教育費は、総額 1,084 万 2,000 円の減額計上であり、各項いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

54 ページをお開き願います。

款 14 予備費は、財源を調整し 119 万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10 ページをお開き願います。

款 1 村税は、収納見込額の増加等により、個人村民税で 6,350 万 2,000 円、法人村民税で 1,362 万 7,000 円、固定資産税で 3,858 万 1,000 円の補正計上であります。

軽自動車税は環境性能割と種別割で 174 万 3,000 円、たばこ税で 770 万円、入湯税で 26 万 1,000 円の補正計上であります。

12 ページをお開き願います。

款 2 地方譲与税から 14 ページにかけての款 9 環境性能割交付金は、収入見込額の精査による計上であります。

款 11 地方交付税は、再算定により追加交付となる普通交付税交付金で 1 億 2,477 万 9,000 円の補正計上であります。

款 14 使用料及び手数料の総務手数料は 3 万 6,000 円を補正計上し、16 ページ中段にかけての款 15 国庫支出金は、各事業に対する収入見込みの精査により総額 547 万 8,000 円の減額計上であります。

16 ページ中段から 18 ページ中段にかけての款 16 県支出金も、各事業に対する収入見込みの精査により総額 1,251 万 6,000 円の減額計上であります。

下段の款 17 財産収入は 73 万 2,000 円、20 ページ上段にかけての款 18 寄附金は 1,018 万 4,000 円の補正計上であります。

款 19 繰入金は、財政調整基金の取崩しを 2 億 4,500 万円減額するほか、ふるさと応援基金取崩しで 838 万 4,000 円の補正計上、公共施設整備基金取崩しで 563 万 8,000 円の減額計上であります。

中段から 22 ページにかけての款 21 諸収入は、総額 592 万 7,000 円の補正計上であります。

款 22 村債は、民生債で 360 万円、消防債で 10 万円、教育債で 2,300 万円と、いずれも減額計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第 12 号、令和 7 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算につ

いて。

歳出よりご説明申し上げます。

64ページをお開き願います。

款2保険給付費の療養費は、40万円の補正計上であります。

款6基金積立金の国民健康保険財政調整基金積立金は、利子積立金12万7,000円の補正計上であります。

款8諸支出金の保険給付費等交付金償還金は、国庫補助金等の過年度返還金62万1,000円の補正計上であります。

款9予備費は、財源を調整し85万円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、60ページをお開き願います。

款1国民健康保険税は、総額978万4,000円の補正計上であります。

款3県支出金の保険給付費等交付金は、普通交付金40万円の補正計上であります。

款4財産収入の利子及び配当金は、国保財政調整基金預金利子12万7,000円の補正計上であります。

款5繰入金の一般会計繰入金は、負担割合に基づき総額875万3,000円の減額計上であります。

62ページをお開き願います。

款7諸収入の延滞金は44万円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第13号、令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について。

歳出よりご説明申し上げますので、72ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費の財産区の管理運営に要する経費は、玉井財産区管理運営基金積立金200万円など合わせて190万7,000円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し112万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

70ページをお開き願います。

款1財産収入の利子及び配当金は、財産区管理運営基金預金利子で5万7,000円、生産物売払収入は、玉井字大名倉山地内の立木売払収入で29万1,000円それぞれ補正計上するものであります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第14号、令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

歳出よりご説明申し上げます。

82ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、職員時間外勤務手当14万2,000円の補正計上であります。

款2保険給付費の介護予防サービス給付費は300万円、介護予防サービス計画給付費は50万円、いずれも所要見込額の精査による補正計上であり、高額介護サービ

ス費は財源調整であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

78ページをお開き願います。

款1介護保険料は、総額80万5,000円の補正計上であります。

款3国庫支出金は、総額87万5,000円、款4支払基金交付金は94万5,000円、款5県支出金は43万7,000円、款7繰入金の介護給付費繰入金は43万8,000円、それぞれ負担割合に基づく補正計上であります。

80ページをお開き願います。

款7繰入金のその他一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金14万2,000円の補正計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第15号、令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

90ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は1,386万円、款3保健事業費は22万8,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

88ページをお開き願います。

款1後期高齢者医療保険料は、総額1,383万1,000円の補正計上であります。

款4繰入金の一般会計繰入金は11万6,000円、款6諸収入の後期高齢者受託事業収入は14万1,000円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続いて、議案第16号、令和8年度大玉村一般会計予算についてご説明申し上げますので、当初予算書、黄色い冊子をご覧いただきたいと思っております。

歳出から款ごとにご説明申し上げますので、まずは、44ページをお開き願います。

まず、款1議会費は、議会の管理・運営に要する経費として対前年度比0.1%増の7,198万7,000円の計上であります。

46ページをお開き願います。

款2総務費は、対前年度比3.1%減の7億4,898万8,000円の計上であります。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は2億6,170万円の計上であります。

以下、重点事務事業及び新規事業など、主な事業等について申し上げます。

50ページをお開き願います。

中段から52ページにかけての文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、ガバメントクラウド運用管理補助業務委託料1,106万2,000円や標準化システムガバメントクラウド利用料805万2,000円など、国が進めるデジタル社会形成

に要する経費を含め、合わせて1億2,837万3,000円の計上であります。

56ページをお開き願います。

中段の企画費の事項①企画事務に要する経費は、神原田組集会所建設に係るコミュニティ施設整備事業補助金を含め、合わせて2,230万2,000円の計上であります。

58ページをお開き願います。

中段の事項③公共交通の運行に要する経費は、実証運行を開始した通勤通学バスの大山線運行に要する経費を含め、合わせて2,356万9,000円の計上であります。

同じページ下段から60ページにかけての事項⑤定住促進対策に要する経費は、県内外からの移住や定住などを促進するための住宅取得支援事業補助金や、大山宇行屋地内に計画がある定住促進住宅団地造成事業交付金、合わせて1,860万円の計上であります。

64ページをお開き願います。

中段の国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、大竹国民中学の来村受入れに要する経費や、本年度の対象生徒を台湾に派遣するための経費として、合わせて970万4,000円の計上であります。

70ページをお開き願います。

中段の戸籍住民基本台帳費の事項②コンビニ交付事務に要する経費は、住民票や税証明書等のコンビニ交付に係る経費として212万9,000円の計上であります。

72ページをお開き願います。

上段の福島県知事選挙費の福島県知事選挙の執行に要する経費は、任期満了に伴う県知事選挙執行経費698万5,000円の計上であります。

76ページをお開き願います。

款3民生費は、対前年度比3.1%増の14億6,416万8,000円の計上であります。

社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は、男女共同参画推進計画策定業務委託料330万円を含め、合わせて3,188万3,000円の計上であります。

以下、主な事業等について申し上げます。

下段の事項③社会福祉協議会に要する経費は、総合福祉センターさくら指定管理業務委託料1,437万8,000円、社会福祉協議会運営費補助金は、マイクロバス購入費を含む3,682万2,000円の計上であります。

78ページをお開き願います。

中段の事項⑥国保特別会計に要する経費は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計繰出金6,151万5,000円の計上であります。

このページから80ページにかけての障がい者福祉費の事項①職員人件費等、障がい者福祉に係る共通経費は、第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画策定業

務委託料 3 1 9 万円を含め、合わせて 5 5 4 万 1, 0 0 0 円の計上であります。

8 0 ページ中段から 8 2 ページにかけての事項③障害者総合支援法に要する経費は、各給付費を含め 2 億 8, 0 6 7 万 8, 0 0 0 円の計上であります。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険特別会計繰出金 1 億 4, 1 8 9 万 1, 0 0 0 円を含め、合わせて 1 億 5, 8 4 9 万 2, 0 0 0 円の計上であります。

8 4 ページをお開き願います。

上段の事項③居宅老人等の対策に要する経費は、高齢者に対する補聴器購入費補助金やエアコン購入費補助金など、合わせて 1, 4 6 0 万 9, 0 0 0 円の計上であります。

8 6 ページをお開き願います。

事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金 3, 1 5 6 万 4, 0 0 0 円を含め、1 億 1, 8 9 5 万 2, 0 0 0 円の計上であります。

8 8 ページをお開き願います。

中段の児童福祉総務費の事項①児童の健全育成に要する経費は、村社会福祉協議会への放課後児童健全育成事業委託料 3, 3 2 8 万 6, 0 0 0 円など、合わせて 3, 4 2 4 万 5, 0 0 0 円の計上であります。

9 0 ページをお開き願います。

事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所の運営主体である村社会福祉協議会に交付する子どものための教育・保育給付費補助金 2 億 2, 0 0 0 万円など、合わせて 2 億 3, 5 4 2 万 3, 0 0 0 円の計上であります。

9 4 ページをお開き願います。

児童福祉施設費の（仮称）子育て支援センターに要する経費は、国庫補助事業等を活用した同施設の敷地造成工事費 8, 0 0 0 万円など、合わせて 1 億 1, 6 0 0 万円の計上であります。

下段の款 4 衛生費は、対前年度比 4. 7 % 増の 3 億 5, 0 5 4 万 4, 0 0 0 円の計上であります。

1 0 0 ページをお開き願います。

主な事業として、中段の保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、健康長寿の 3 本柱である「食」「運動」「社会参加」を推進するための経費 3 3 6 万 9, 0 0 0 円の計上であります。

1 0 4 ページをお開き願います。

下段から 1 0 6 ページにかけての予防費の事項⑤こども家庭センター（母子保健）に要する経費は、妊産期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うための経費として、合わせて 1, 9 8 4 万 1, 0 0 0 円の計上であります。

1 0 8 ページをお開き願います。

中段の環境衛生費の事項④水道事業に要する経費は、吉丸地区の簡易水道施設解体撤去事業補助金 1 0 0 万円など合わせて 1 0 0 万 2, 0 0 0 円の計上であります。

事項⑤再生可能エネルギー利用促進に要する経費は、太陽光発電設備や蓄電池等の設置を対象とした、住宅用再生可能エネルギー設備設置補助金360万円の計上であります。

110ページをお開き願います。

中段の款5労働費は、前年度と同額の20万円の計上であります。

下段の款6農林水産業費は、対前年度比4.9%減の3億9,193万5,000円の計上であります。

114ページをお開き願います。

主な事業として、農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、ブランド米「あだたらの恵」ブランド力向上事業委託料582万4,000円や、農業機械等共同利用への購入補助金850万2,000円など各種支援策を含め、合わせて2,592万5,000円の計上であります。

116ページをお開き願います。

中段の事項③産業振興センターの管理運営に要する経費は、指定管理業務委託料300万円を含め、合わせて1,098万1,000円の計上であります。

下段から118ページにかけての事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費では、指定管理業務委託料722万3,000円など、合わせて1,122万8,000円の計上であります。

事項⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費は、農業分野に係る地域おこし協力隊2名の配置等に要する経費1,928万6,000円の計上であります。

下段の事項⑧地域活性化起業人（農業分野）に要する経費は、農業分野の諸問題を解決し、活性化を図るための地域活性化起業人負担金610万円など、合わせて710万円の計上であります。

120ページをお開き願います。

地域農政推進対策費の事項②県産農林水産物PR支援事業に要する経費は、うまいものまつりに開催に係る観光・物産PR実行委員会補助金300万円など、合わせて856万2,000円の計上であります。

122ページをお開き願います。

中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、農業振興公社への指定管理業務委託料1,372万円を含め、合わせて1,396万2,000円の計上であります。

126ページをお開き願います。

中段の林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、広葉樹林再生事業委託料1,812万5,000円、豪雨被害の復旧を行う遠藤ヶ滝遊歩道整備工事費1,160万円など、合わせて3,922万6,000円の計上であります。

130ページをお開き願います。

款7商工費は、対前年度比8.3%減の9,513万7,000円の計上であります。

主な事業として、中段の商工振興費の商工業の振興に要する経費は、商工会運営費補助金 1, 132万7, 000円や商業振興協同組合運営費補助金 352万2, 000円など、合わせて2, 558万8, 000円の計上であります。

134ページをお開き願います。

上段の観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、指定管理業務委託料 1, 000万円など、合わせて1, 103万1, 000円の計上であります。

款8土木費は、対前年比39.3%増の4億946万1, 000円の計上であります。

136ページをお開き願います。

主な事業として、138ページにかけての道路維持費の事項①道水路維持に要する経費は、道路等維持補修工事費 8, 000万円など、合わせて9, 080万5, 000円の計上であります。

中段の道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、新座・仲ノ在家線（外）用地測量業務委託料 1, 100万円や（仮称）大玉西部幹線横断道路改良工事費 3, 800万円など、合わせて5, 036万2, 000円を計上し、道路改良等に取り組むものであります。

下段から140ページにかけての橋梁維持費の橋梁の維持管理に要する経費は、二本松市との市村境にあります根崎橋の補修工事費 6, 000万円など、合わせて7, 706万円の計上であります。

中段の河川総務費の事項②水害ハザードマップ作成に要する経費は、百日川に係る水害ハザードマップ作成業務委託料 880万円の計上であります。

142ページをお開き願います。

都市計画総務費の事項②地域整備に要する経費は、現在、策定済みであります立地適正化計画に玉井地区を加えるための立地適正化計画改定業務委託料 270万円など、合わせて439万円の計上であります。

下段から144ページにかけての事項③スマートインターチェンジ等の整備に要する経費は、スマートインターチェンジ等測量設計業務委託料 4, 100万円や整備予定地の地質調査業務委託料 1, 050万円など、合わせて5, 252万2, 000円の計上であります。

146ページをお開き願います。

中段の住宅管理費の事項⑥空き家除却に要する経費は、危険空き家の除却費用の一部補助を実施するための経費として、50万円の計上であります。

下段の款9消防費は、対前年度比5.2%減の2億2, 248万4, 000円の計上であります。

148ページにかけての常備消防費の常備消防に要する経費は、安達地方広域行政組合消防費負担金 1億7, 402万3, 000円の計上であります。

150ページにかけての消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、第4分団1方部の屯所解体工事費 150万円を含め、合わせて1, 251万7, 000円の計

上であります。

152ページをお開き願います。

款10教育費は、対前年度比5.9%増の7億9,532万1,000円の計上であります。

主な事業として、下段から154ページにかけての事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、保護者負担の軽減を目的に、幼稚園弁当給食業務委託料997万6,000円や学校給食費補助金6,500万円など、合わせて1億496万3,000円の計上であります。

158ページをお開き願います。

事項⑦特別支援教育支援員配置に要する経費は、小中学校を対象に合わせて9名の支援員を配置するための経費1,942万9,000円の計上であります。

160ページから162ページにかけての事項⑫学校ICT推進に要する経費は、小中学校で使用しているタブレット端末の更新費用6,011万9,000円など、合わせて7,799万4,000円の計上であります。

事項⑬国際交流に要する経費は、台湾の大竹国民中学との交流事業費125万3,000円の計上であります。

下段の学校管理費の小学校の管理運営に要する経費から178ページの幼稚園の管理運営に要する経費までは、小中学校3校及び幼稚園2園に係る管理運営経費などの計上であります。

180ページをお開き願います。

社会教育総務費の事項①社会教育振興に要する共通経費は、斎藤良夫先生のふるさと美術展開催に係る補助金を含め、合わせて346万8,000円の計上であります。

192ページをお開き願います。

下段から196ページにかけての体育施設費は、村民体育館や村民プールなどの体育施設の管理運営経費、合わせて3,153万6,000円の計上であります。

196ページ中段の給食センター費の給食センター共同事業に要する経費は、設備改修負担金914万7,000円を含め、7,533万2,000円の計上であります。

中段から198ページ上段にかけての款11災害復旧費は、総額10万円の存目計上であります。

款12公債費は、元金と利子償還を合わせ、対前年度比1.7%増の4億197万5,000円の計上であります。

款13諸支出金は存目2万円の計上であります。

款14予備費は調整財源として、4,857万9,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、12ページをお開き願います。

款1村税は、対前年度比3.8%増の10億1,591万6,000円の計上であります。

個人村民税は7.6%増の3億6,525万3,000円、法人村民税は

14. 0%増の3,095万4,000円の計上であります。

固定資産税は対前年度比1.1%増の4億8,167万円、軽自動車税は環境性能割と種別割の総額で6.0%増の4,409万円、たばこ税は0.5%減の7,770万円を計上したものであります。

14ページをお開き願います。

入湯税は、課税人員を7万7,953人と見込み1,169万2,000円の計上であります。

款2地方譲与税は、対前年度比8.4%増の7,173万2,000円、款3利子割交付金は182万7,000円、款4配当割交付金は496万8,000円、款5株式等譲渡所得割交付金は180万円の計上であります。

16ページをお開き願います。

款6法人事業税交付金は1,266万5,000円、款7地方消費税交付金は、一般財源枠と社会保障財源枠における前年度実績等を考慮し2億535万9,000円の計上であります。

款8ゴルフ場利用税交付金も前年度実績を考慮し1,231万2,000円、款9環境性能割交付金は、590万2,000円の計上であります。

款10地方特例交付金は、住宅ローン減税等に係る減収補填分で1,484万8,000円の計上であります。

款11地方交付税は、対前年度比9.6%増の18億6,289万8,000円の計上であります。

右ページの普通交付税交付金は、対前年度比9.9%増に当たる18億1,289万8,000円の計上であり、これは、前年度実績等を勘案して積算計上したものであります。

また、特別交付税交付金は5,000万円の計上であります。

款12交通安全対策特別交付金は、対前年度比0.6%減の100万円の計上であります。

18ページをお開き願います。

款13分担金及び負担金は129万5,000円、20ページにかけての款14使用料及び手数料は3,550万5,000円の計上であります。

以下、重点的及び新規など、主な歳入項目について申し上げます。

下段の款15国庫支出金は、対前年度比7.3%増の6億6,963万2,000円の計上であります。

22ページをお開き願います。

上段、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金は、村社会福祉協議会が運営する「公私連携型保育所」を対象とした子どものための教育・保育給付費負担金を含め、合わせて2億7,108万7,000円の計上であります。

中段の総務費国庫補助金の総務管理費補助金は、物価高騰による支援のための地方創生臨時交付金4,362万8,000円を含め、合わせて4,391万

9, 000円の計上であります。

24ページをお開き願います。

中段の土木費国庫補助金の都市計画費補助金は、(仮称)子育て支援センター整備経費などに充当となる都市構造再編集中支援事業費5,799万円や、(仮称)大玉スマートインターチェンジの整備に要する経費に充当となる高規格道路・インターチェンジアクセス道路等整備費1,225万円など、合わせて7,154万円の計上であります。

下段の教育費国庫補助金の学校教育費補助金は、小中学校のタブレット端末更新費用に充当となる公立学校情報機器整備費3,600万円を含め、合わせて3,647万4,000円の計上であります。

26ページをお開き願います。

中段の款16県支出金は、対前年度比0.3%増の4億2,658万3,000円の計上であります。

民生費県負担金の児童福祉費負担金は、国庫負担金と同様に村社会福祉協議会が運営する「公私連携型保育所」を対象とした子どものための教育・保育給付費負担金を含め、合わせて5,262万5,000円の計上であります。

下段の総務費県補助金の総務管理費補助金は、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業費に充当となる、来てふくしま住宅取得支援事業費200万円など、合わせて698万5,000円の計上であります。

30ページをお開き願います。

農林水産業費県補助金の林業費補助金は、広葉樹林再生事業費1,812万5,000円や、遠藤ヶ滝遊歩道整備事業費等に充当となる森林環境交付金事業費1,198万2,000円など、合わせて3,186万7,000円の計上であります。

下段の教育費県補助金の学校教育費補助金は、小学校児童の給食無償化に係る給食費負担軽減交付金3,218万1,000円など、合わせて3,572万9,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。

下段の款17財産収入は、対前年度比37.4%増の2,069万6,000円の計上であります。

34ページをお開き願います。

下段の款18寄附金は、対前年度比0.2%増の5,010万1,000円の計上であります。

款19繰入金は、対前年度比5.4%増の3億3,449万6,000円の計上であります。

36ページをお開き願います。

上段の基金繰入金では、財政調整基金取崩しで3億円、減債基金取崩しで1,495万1,000円、放射能測定装置点検校正費に充当となる復興基金取崩し

で19万8,000円、中学生の台湾との交流事業等に充当となるふるさと応援基金取崩しで1,252万円、水害ハザードマップ作成経費等に充当となる災害対策基金取崩しで552万5,000円、農福連携事業に充当となる企業版ふるさと納税基金取崩しで30万円と、それぞれの事務事業に充当するための計上であります。

款20繰越金は、前年度と同額の8,000万円の計上であります。

款21諸収入は、対前年度比16.4%減の6,266万4,000円の計上であります。

38ページから42ページにかけての雑入は、根崎橋補修工事費に充当となる二本松市からの負担金3,000万円など、合わせて4,473万9,000円の計上であります。

款22村債は、(仮称)子育て支援センター整備事業や道路や橋梁の改良事業に充当するため、1億870万円の計上であります。

なお、中段の消防債と教育債は、廃目整理であります。

200ページをお開き願います。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

201ページ右下の額、30億318万3,000円が令和8年度末の現在高見込額であります。

その上の数字、11億2,076万5,000円は、地方交付税に代わって自治体が起債を発行する「臨時財政対策債」の令和8年度末現在高見込額となり、現在高総額の37.3%を占めるものであります。

202ページは、債務負担行為に関する支出予定額に関する調書であり、本宮方部学校給食センター設備改修事業4件と、(仮称)子育て支援センター整備事業となっております。

204ページからは給与費の明細について、218ページは性質別・目的別の歳出予算分類表を掲載しております。

以上、大玉村一般会計予算についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第17号、令和8年度大玉村国民健康保険特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げます。

234ページをお開き願います。

款1総務費は、対前年度比34.8%増の2,828万円の計上であります。

主に、事務従事者の人件費や電算処理業務委託料等、一般管理経費の計上であります。

236ページをお開き願います。

下段の款2保険給付費は、対前年度比3.9%減の5億7,365万5,000円の計上であります。

医療費に係る療養給付費は、4億9,431万1,000円の計上であります。

以下、各目ごとに所要の予算計上をしたものであります。

238ページ中段は、高額療養費に係る計上であります。

238ページ下段から240ページ中段にかけましては、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費の計上であります。

下段の款3国民健康保険事業費納付金は、対前年度比12.2%減の1億7,225万7,000円の計上であります。

242ページ中段にかけて、対象となる医療給付費分や後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分について、福島県から示された算定基準に基づき算出し、福島県に納付するものであります。

下段の款4財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

244ページをお開き願います。

款5保健事業費は、対前年度比25.2%増の1,957万円の計上であり、引き続き、特定健康診査等の事業を実施するための経費や、国保被保険者の人間ドック事業などに要する経費の計上であります。

下段から246ページにかけての款6基金積立金は、15万円の計上であります。

款7公債費は存目計上であります。

下段から248ページ中段にかけての款8諸支出金は、保険税還付金等105万3,000円の計上であります。

款9予備費は、調整財源として200万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、228ページをお開き願います。

款1国民健康保険税は、対前年度比4.2%減の1億4,417万7,000円の計上であります。

国保税につきましては、現時点において、県支出金等の動向や歳出における各種納付金等の額が未確定であるため、前年度剰余金等も含めて、6月の本算定において精査していくこととしております。

款2国庫支出金は、災害臨時特例補助金の存目計上と、システム改修経費に充当となる子ども・子育て支援事業費補助金440万円の計上であります。

款3県支出金は、対前年度比3.4%減の5億8,269万4,000円の計上であり、療養給付費等に充当となる普通交付金で5億6,969万3,000円、特定健康診査等事業費に充当となる特別交付金で1,300万円の計上であります。

230ページをお開き願います。

款4財産収入は、基金預金利子で15万円の計上であります。

款5繰入金は、対前年度比17.5%減の6,547万7,000円の計上であり、医療給付費や職員人件費、国保被保険者の人間ドック事業などに充当することとしております。

232ページをお開き願います。

款6繰越金は存目計上、款7諸収入は6万7,000円の計上であり、款8村債は存目計上であります。

250ページからは、給与費明細書であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第18号、令和8年度大玉村玉井財産区特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げます。

270ページをお開き願います。

款1総務費は、管理会委員、補助員の人件費など、一般管理に要する経費のほか、玉井小学校に演台を寄贈するための一般会計への繰出金100万円など、対前年度比75.8%増の253万3,000円の計上であります。

272ページにかけての款2農林水産業費は、対前年度比81.4%増の477万4,000円の計上であります。

引き続き、小高倉山地内や東光地内等における下刈りや枝打ち等の作業のほか、令和7年度に皆伐した大名倉山地内区有林の植林に要する経費の計上であります。

款3予備費は、調整財源として91万7,000円の計上であります。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、268ページをお開き願います。

款1財産収入は、342万1,000円の計上であり、主に北上台地内のゴルフ場用地に係る土地貸付料を見込んでおります。

款2繰越金は、200万円の計上であります。

款3繰入金は、区有林の植林作業や玉井小学校に演台を寄贈するための経費に充当となる基金積立金取崩しで280万円の計上であります。

款4諸収入は、存目計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第19号、令和8年度大玉村土地取得特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げます。

284ページをお開き願います。

款1土地開発基金費は、基金預金利子と一般会計からの買戻し金を基金に積み立てるもので、57万2,000円の計上であります。

款2土地取得費の公共用地先行取得に要する経費は、4万円の存目計上であります。

款3予備費は1万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、282ページをお開き願います。

款1財産収入は、基金預金利子57万1,000円と、一般会計からの買戻し金1,000円の存目計上であります。

款2繰入金は、土地開発基金繰入金5万円の計上であります。

以上、大玉村土地取得特別会計予算について、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第20号、令和8年度大玉村介護保険特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げますので、306ページをお開き願います。

款1総務費は、対前年度比22.8%増の3,071万3,000円の計上であり、職員給与費や介護認定審査経費等を計上しております。

310ページをお開き願います。

中段からの款2保険給付費は、対前年度比2.8%増の8億3,730万円の計上
であります。

介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付
費、施設介護サービス給付費など、要介護認定者が利用できる各種サービスを計上し
ております。

312ページをお開き願います。

介護予防サービス等諸費では、要支援認定者が利用できる各種予防サービスを計上
しております。

314ページをお開き願います。

中段の高額介護サービス等費では、基準額を超えた自己負担額に対する給付費の計
上であり、316ページ上段の高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介
護の合算制度による給付費の計上であります。

中段からの特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所に係る食費や居住
費の給付であります。

318ページをお開き願います。

中段の款3財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

款4地域支援事業費は、対前年度比0.2%減の4,849万円の計上であります。
要支援者等に対する訪問介護や通所介護サービス提供に要する経費や、高齢者の介
護予防を推進するための経費の計上であります。

322ページをお開き願います。

款5基金積立金は、預金利子積立金11万2,000円の計上であり、款6公債費
は存目計上であります。

下段から324ページ中段にかけての款7諸支出金は保険料還付金等5万
2,000円、款8予備費は調整財源として100万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

294ページをお開き願います。

款1介護保険料は、第1号被保険者介護保険料で、対前年度比2.7%増の2億
373万2,000円の計上であります。

款2材料及び手数料は存目計上であります。

款3国庫支出金は、対前年度比3.2%増の2億449万7,000円の計上であ
り、介護給付費負担金で1億4,496万1,000円、下段の財政調整交付金で
4,186万6,000円を計上しております。

298ページをお開き願います。

款4支払基金交付金は、対前年度比2.8%増の2億3,117万円の計上であり、
第2号被保険者に係る保険料で、保険給付費等の27%相当が交付されます。

下段から300ページにかけての款5県支出金は、対前年度比2.9%増の1億
3,522万5,000円の計上であり、国庫支出金と同様に、基準額に対して一定
割合で交付されるものであります。

下段の款6財産収入は、基金利子収入11万2,000円の計上であります。

下段から304ページにかけての款7繰入金は、対前年度比4.4%増の1億4,189万5,000円の計上であり、介護給付費繰入金は1億466万4,000円の計上であります。

款8繰越金及び款9諸収入は、それぞれ存目計上であります。

326ページからは給与費の明細書であります。

以上、大玉村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第21号、令和8年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げます。

352ページをお開きください。

款1総務費は、対前年度比74.6%増の310万7,000円を計上し、一般管理や保険料徴収事務を行うものであります。

下段の款2後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比25.0%増の1億951万円の計上であります。

354ページをお開き願います。

款3保健事業費は、対前年度比5.6%増の605万6,000円の計上であり、広域連合から受託しての高齢者健診事業や75歳以上の被保険者の人間ドック事業を実施するものであります。

款4諸支出金は、18万1,000円の計上であります。

356ページをお開き願います。

款5予備費は、存目計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、348ページをお開き願います。

款1後期高齢者医療保険料は、対前年度比24.7%増の8,390万6,000円の計上であります。

款2使用料及び手数料と款3寄附金は、いずれも存目計上であります。

款4繰入金は、事務費や健診事業への一般会計繰入金と、保健基盤安定繰入金で、対前年度比27.7%増の3,156万4,000円の計上であります。

款5繰越金は、存目計上であります。

下段から350ページにかけての款6諸収入は、対前年度7.9%増の358万1,000円の計上であり、主に健診事業に係る受託収入や保険料還付金等を見込んでおります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第22号、令和8年度大玉村水道事業会計予算についてご説明いたしますので、まず、361ページをお開き願います。

361ページにつきましては、予算を款項目別にした実施計画であります。

362ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画であります。

363 ページをご覧ください。

水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には、現金・預金の残高等を明示しております。

366 ページから370 ページ目までは、職員の給与費明細書を掲載しております。

371 ページをお開き願います。

令和7年度決算見込みによる損益計算書であります。

年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、下から3段目の当年度純利益は294万9,093円を見込んでおります。

372 ページをお開き願います。

令和7年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は20億9,125万9,612円であります。

374 ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和8年度の予定貸借対照表であり、下段の令和8年度末資産合計は21億315万1,711円であります。

376 ページからは、参考資料として付した令和8年度の水道事業会計予算明細書であります。

以上、大玉村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第23号、令和8年度大玉村農業集落排水事業会計予算について、387 ページをお開き願います。

387 ページにつきましては、収益的収入及び支出の予算を款項目別にした実施計画であります。

388 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画であります。

389 ページをご覧ください。

農業集落排水事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には、現金・預金の残高等を明示しております。

391 ページから396 ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

397 ページをお開き願います。

令和7年度決算見込みによる損益計算書であります。

年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので下から3段目の当年度純利益は2,404万4,693円を見込んでおります。

398 ページをお開き願います。

令和7年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は14億4,917万5,445円であります。

400 ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和8年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は14億2,622万2,726円であります。

402 ページからは、参考資料として付した令和8年度の農業集落排水事業会計予

算明細書であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和7年度各会計補正予算及び令和8年度各会計当初予算について、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（館下憲一） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第9、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

12月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました写しのとおり、請願第1号、請願第2号及び陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号の5件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付しております付託表のとおり、請願第1号、請願第2号及び陳情第1号を産業厚生常任委員会に、陳情第2号及び陳情第3号を総務文教常任委員会に付託をいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、解散いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時42分）